

大阪市水道事業管理規程第1号

大阪市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（章名を含む。以下同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（節名及び款名を含む。以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>[第1章～第3章 略]</p> <p>第4章 料金、分担金その他の費用の徴収</p> <p>第1節 料金</p> <p>第1款 通則（第27条の2－第32条）</p> <p>第2款 共同住宅等の特例（第33条－第34条）</p> <p>第2節 分担金（第35条－第35条の4）</p> <p>第3節 徴収金の納期限等（第36条・第37条）</p> <p>第4章の2 地下水等利用専用水道（<u>第38条</u>）</p> <p>第4章の3 貯水槽水道（<u>第39条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第40条</u>）</p>	<p>目次</p> <p>[第1章～第3章 同左]</p> <p>第4章 料金、分担金及び手数料（第28条－第37条の5）</p> <p>第4章の2 地下水等利用専用水道（<u>第37条の6</u>）</p> <p>第4章の3 貯水槽水道（<u>第37条の7</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第38条</u>）</p>

附則

(共用給水装置の設置条件)

第2条 条例第5条第1項に規定する大阪市水道局長（以下「局長」という。）が必要と認める者とは、次の各号に該当する者をいう。

〔(1) 略〕

(2) 給水装置を屋外に設置し専ら住居の用に使用する者

(貸付共用給水装置)

第3条 [略]

2 条例第5条第2項に規定する共用給水装置（以下「貸付共用給水装置」という。）については、これに変更を加え、又はこれから分岐することができない。

[3 略]

(代理人及び総代人の選定又は変更の届出)

第4条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が、条例第6条第1項の規定により代理人の選定をしたときは、直ちに連署で局長に届け出なければならない。条例第7条の規定による代理人又はその住所に変更があつたときも同様である。

2 条例第6条第2項の規定により総代人の選定を求められたときは、次の各号により直ちに局長に届け出なければならない。条例第7条の規定による総代人又はその住所に変更があつたときも同様である。

〔(1) 略〕

附則

(共用給水装置の設置条件)

第2条 条例第5条第1項に規定する大阪市水道局長（以下局長という。）が必要と認める者とは、次の各号に該当する者をいう。

〔(1) 同左〕

(2) 給水装置を屋外に設置しもつぱら住居の用に使用する者

(貸付共用給水装置)

第3条 [同左]

2 条例第5条第2項に規定する共用給水装置（以下貸付共用給水装置という。）については、これに変更を加え、又はこれから分岐することができない。

[3 同左]

(代理人及び総代人の選定又は変更の届出)

第4条 給水装置の所有者（以下所有者という。）が、条例第6条第1項の規定により代理人の選定をしたときは、直ちに連署で局長に届け出なければならない。条例第7条の規定による代理人又はその住所に変更があつたときも同様である。

2 [同左]

〔(1) 同左〕

(2) 共用給水装置を使用するときは、給水装置の使用者（以下「使用者」という。）の連署

（給水装置の構造）

第7条 給水装置は、給水管、分水せん、止水せん、給水せん及び水道メーター（以下「メーター」という。）等をもつて構成する。ただし、局長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

第10条 条例第10条の2第1項の規定により局長が指定する給水管及び給水用具の構造及び材質の基準は、局長が定める。
（指定給水装置工事事業者の道路下における施工範囲）

第14条 条例第12条第1項の規定により指定給水装置工事事業者が道路（一般交通の用に供する道をいう。）下において施行することができる工事の範囲は、局長が定める。

（指定給水装置工事事業者の指定）

第17条 [略]

2 局長は、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2に規定する更新をしたときは、当該指定給水装置工事事業者に対し遅滞なく通知し、及び当該更新をしたことを公表する。

[3・4 略]

（講習の実施）

第17条の2 局長は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者その他局長

(2) 共用給水装置を使用するときは、給水装置の使用者（以下使用者という。）の連署

（給水装置の構造）

第7条 給水装置は、給水管、分水せん、止水せん、給水せん及び水道メーター（以下メーターという。）等をもつて構成する。ただし、局長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

第10条 条例第10条の2第1項の規定により局長が指定する給水管及び給水用具の構造及び材質の基準は、別に定める。
（指定給水装置工事事業者の道路下における施工範囲）

第14条 条例第12条第1項の規定により指定給水装置工事事業者が道路（一般交通の用に供する道をいう。）下において施行することができる工事の範囲は、局長が別に定める。

（指定給水装置工事事業者の指定）

第17条 [同左]

2 局長は、水道法第25条の3の2に規定する更新をしたときは、当該指定給水装置工事事業者に対し遅滞なく通知し、及び当該更新をしたことを公表する。

[3・4 同左]

（講習の実施）

第17条の2 局長は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者その他別に

が定めるものを対象とする講習を実施することができる。

- 2 前項に規定する講習の実施について必要な事項は、局長が定める。

(工事費の算出方法)

第20条 条例第16条に規定する工事費の算出方法は、次の各号による。

- (1) 設計費は、工事の設計に要する労力の算出歩数に、その設計に従事する職員の1日当たりの賃金の額を乗じて得た額とし、労力の算出歩数及び当該職員の1日当たりの賃金の額は、局長が定めるところによる。
- (2) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に局長が定める材料単価額を乗じて算出する。ただし、管接合材料費については、免除する。
- (3) 労力費は、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業について、それぞれの作業に要する労力の算出歩数に、その作業に従事する配管工又は土工の賃金の額を乗じて得た額とし、労力の算出歩数、配管工及び土工の賃金の額については、局長が定めるところによる。
- (4) 道路復旧費は、その工事による道路の掘削跡復旧面積に局長が定める単価額を乗じて算出する。ただし、砂利道路その他道路管理者が復旧するものについては、道路管理者が定めるところによる。
- (5) 重要路線その他で道路の仮復旧を要

定めるものを対象とする講習を実施することができる。

- 2 前項に規定する講習の実施について必要な事項は、局長が別に定める。

(工事費の算出方法)

第20条 [同左]

- (1) 設計費は、工事の設計に要する労力の算出歩数に、その設計に従事する職員の1日当たりの賃金の額を乗じて得た額とし、労力の算出歩数及び当該職員の1日当たりの賃金の額は、局長が別に定めるところによる。
- (2) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に局長が別に定める材料単価額を乗じて算出する。ただし、管接合材料費については、免除する。
- (3) 労力費は、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業について、それぞれの作業に要する労力の算出歩数に、その作業に従事する配管工又は土工の賃金の額を乗じて得た額とし、労力の算出歩数、配管工及び土工の賃金の額については、局長が別に定めるところによる。
- (4) 道路復旧費は、その工事による道路の掘削跡復旧面積に局長が別に定める単価額を乗じて算出する。ただし、砂利道路その他道路管理者が復旧するものについては、道路管理者が別に定めるところによる。
- (5) 重要路線その他で道路の仮復旧を要

する場合には、前号に定める道路復旧費のほか、局長が定める道路掘削跡仮復旧費を徴収する。

[(6)・(7) 略]

(給水装置の修繕)

第21条 条例第17条第3項及び第4項の規定により市が施行した修繕その他必要な処置に要した費用は、局長が定めるところにより算出して徴収する。

[2・3 略]

(水量の認定)

第23条 条例第21条第1項ただし書に規定する局長が必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) メーターの故障、漏水その他の理由によりメーターをもつて条例第26条第1項の規定による従量料金の算定の基礎となる水量（以下この条、第31条及び第33条の3から第33条の5までにおいて「算定基礎水量」という。）を計量することが適当でないと認めるとき

(2) 第33条の2の規定により第33条第1項に規定する共同住宅等の専用給水装置の料金を当該共同住宅等に係る第33条の2第3項に規定する各使用者から徴収するとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、局長が特別の理由によりメーターをもつて算定基礎水量を計量する必要がないと認めるとき

2 前項各号に掲げる場合における算定基礎水量の認定は、次の各号に掲げる区分

する場合には、前号に定める道路復旧費のほか、局長が別に定める道路掘削跡仮復旧費を徴収する。

[(6)・(7) 同左]

(給水装置の修繕)

第21条 条例第17条第3項及び第4項の規定により市が施行した修繕その他必要な処置に要した費用は、局長が別に定めるところにより算出して徴収する。

[2・3 同左]

(水量の認定)

第23条 条例第21条第1項ただし書に規定する局長が必要と認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

(1) メーターの故障その他の理由で料金算定の基礎となる水量（以下水量という。）が不明のとき。

[新設]

(2) 前号のほか、局長が特別の理由により水量を計量する必要がないと認めるとき。

2 水量の認定の方法は、局長が別に定める。

に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 前項第1号及び第3号に掲げる場合
局長が定める方法

(2) 前項第2号に掲げる場合 第33条の3第2号、第33条の4第1項各号及び第2項第2号並びに第33条の5第1項第2号、第2項各号及び第3項第2号に定める方法

3 局長は、前項の規定による算定基礎水量の認定をするため必要があると認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

第24条 削除

第4章 料金、分担金その他の費用の徴収

第1節 料金

第1款 通則

(事業に係る専用給水装置の料金を徴収する使用者)

第27条の2 1の事業で使用する専用給水装置に係る使用者が複数ある場合における当該専用給水装置の料金は、使用者のうち当該事業を行つている者(第33条の2及び第34条第2項から第4項までにおいて「事業実施者たる使用者」という。)から徴収する。

[新設]

(メーターの端数計算)

第24条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。ただし、メーターの取付け、又は取外しをした月は、この限りでない。

第4章 料金、分担金及び手数料

[節名を加える]

[款名を加える]

[新設]

(料金算定の基準となる月及び料金の端数処理)

第27条の3 条例第26条第1項の1月は、

[新設]

条例第21条第2項の規定による毎月の点検の定例日（同項ただし書の規定による定例日の変更があつたときは、当該変更後の日。以下この項、第31条及び第34条第2項において「定例点検日」という。）の翌日から当該定例点検日の属する月の翌月の定例点検日までの間とし、当該期間に係る条例第26条第1項の規定による料金を当該翌月の定例点検日の属する月分の料金として徴収する。

2 条例第26条第1項本文の規定により算定した前項の規定による当月分の料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(給水装置の使用の中止の届出のない場合の基本料金の徴収)

第27条の4 条例第7条第2号の規定によ

[新設]

る給水装置の使用の中止の届出がないときは、料金算定の対象となる月に水を使用していない場合であつても、当月分の条例第26条第1項の規定による基本料金を徴収する。

(用途の規定の適用基準)

(用途の適用基準)

第28条 条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の用途の規定の適用基準は、次のとおりとする。

第28条 条例第26条第1項の表の「一般用」とは、次項及び第3項の用途以外の用途をいう。

(1) 「一般用」とは、「業務用」及び「湯屋用」以外の用途をいう。

2 条例第26条第1項の表の「業務用」とは、次に掲げるいずれかの目的で使用する場合の用途をいう。

(2) 「業務用」とは、次のいずれかに該

当する用途をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業（同項第1号及び第2号に掲げるもののうち、客室面積が33平方メートル未満の料理店並びに16.5平方メートル未満のカフェー及び喫茶店に係るものを除く。）の用に供する用途

イ 噴水、池、滝その他の修景施設の用に供する用途

ウ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第2項に規定する浴場業（次号において「浴場業」という。）の用に供する用途（「湯屋用」に該当するものを除く。）

エ 興行、工事、行事等の一時的な事業活動その他の活動の用に供する用途

オ その他アからエまでに掲げるものに類する用途

(3) 「湯屋用」とは、入浴料金について物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の適用を受ける浴場業の用に供する用途をいう。

2 局長は、前項の規定の適用に当たつて必要があると認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

[削る]

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業（同項第1号及び第2号に定めるもののうち、客室面積が33平方メートル未満の料理店並びに16.5平方メートル未満のカフェー及び喫茶店を除く。）を行う目的
 - (2) 噴水、池、滝その他の修景施設を設置する目的
 - (3) 湯屋用に該当するもの以外の公衆浴場の営業を行う目的
 - (4) 一時的な事業活動その他の活動を行う目的
 - (5) その他前各号に掲げるものに類する目的
- 3 条例第26条第1項の表及び前項第3号の「湯屋用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受けた公衆浴場（物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、大阪府知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。）の営業を行う目的で使用する場合の用途をいう。

第28条の2 2以上の専用給水装置を同一

[削る]

(料金の算定における同一の用途に使用する2以上の専用給水装置の取扱い)

第29条 一団の土地又は1の敷地内の1の事業に使用する専用給水装置が2以上ある場合において、当該2以上の専用給水装置を同一の用途に使用するとき、当該2以上の専用給水装置を1の専用給水装置とみなして条例第26条第1項、第28条及び第29条の規定を適用する。ただし、局長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

[削る]

の用途に使用する者の料金は、当該2以上の給水装置の水量を合算して計算する。ただし、局長が必要と認めるときは、この限りでない。

(資料提出の請求)

第29条 用途の適用又は水量の認定等について局長が必要と認めるときは、使用者の資料の提出を求めることができる。

[新設]

(共同住宅の料金徴収の特例)

第30条 生活の本拠として継続的な居住の用に供されている共同住宅で、独立した住居ごとの使用水量を表示する機器を設置しているものについては、局長が定めるところにより、独立した住居ごとにその水量を計量し、それぞれに専用給水装置の料金を適用して料金を算定することができる。

2 前項の規定により算定した料金は、当該独立した住居の入居者（以下「入居者」という。）から徴収する。ただし、入居者から料金の支払いがないときは、

(点検の定例日の変更により1月の使用日数が15日以下となる場合の料金算定の特例)

第30条 条例第27条第1号の規定は、条例第21条第2項ただし書の規定による定例日の変更により1月の期間が15日以下となつた場合の当該月分の料金の算定について準用する。

[削る]

[削る]

使用者から徴収することができる。

- 3 前2項の規定の適用を受けようとする使用者は、局長が定めるところにより、局長に申し込み、料金その他の取扱いに関し、契約を締結しなければならない。

[新設]

(共同住宅の料金計算の特例)

第30条の2 前条の規定によるもののほか、局長が必要と認める共同住宅については、各入居者の使用水量を均等とみなし、それぞれに専用給水装置の料金を適用して料金を計算することができる。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする使用者は、局長が定めるところにより、局長に申し込まなければならない。
- 3 第1項の適用を受けている共同住宅の使用者は、当該共同住宅の入居戸数に変動があつたときは、速やかに局長に届け出なければならない。

(使用の中止又は廃止の届出のない場合の料金)

第31条 条例第7条の規定による使用の中止又は廃止の届出がないときは、水を使用しない場合でも条例第26条第1項に規定する料金のうち基本料金に係る部分を

(メーターによる算定基礎水量の計量の方法)

第31条 メーターによる算定基礎水量の計量は、定例点検日におけるメーターの表示水量（当該表示水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた水量とする。以下この条において同じ。）から前月分の定例点検日におけるメーターの表示水量を控除する方法により行う。

[削る]

[削る]

[削る]

(料金概算額の前納)

徴収する。

[新設]

(料金の月計算及び徴収)

第32条 料金は、前月の定例点検日の翌日から当月の定例点検日までを1月として算定し、当月の定例点検日の属する月分として毎月徴収する。

(定例日の変更による使用日数15日以内のものの料金計算)

第33条 条例第21条第2項ただし書の規定により定例日を変更したため、1月の使用日数が15日以内となつたときの料金の計算については、条例第27条の規定を準用する。

(料金の端数計算)

第33条の2 条例第26条第1項ただし書に規定する1円未満の端数金額があるときの端数計算については、同項の規定により算定した料金について、条例第31条第3項及び第4項の規定により徴収する額ごとに1円未満の端数金額を切り捨てる。

(料金概算額の徴収)

第32条 条例第33条第1項の規定による料金概算額を前納すべき者及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 料金を滞納したことにより給水停止をされた者で将来においても料金を滞納するおそれがあると認められる者

1月分の料金概算額以下の額

(2) 興行、工事、行事等の一時的な事業活動その他の活動において給水装置を使用する者 使用予定期間中の料金概算額。ただし、使用予定期間が1月以上にわたる場合については、1月分の料金概算額

第2款 共同住宅等の特例

(定義)

第33条 この款において「共同住宅等」とは、共同住宅又は長屋をいう。

2 この款において「住居部分」とは、1棟の建物の構造上区分された数個の部分でそれぞれ独立して住居としての用途に供することができるものをいう。

3 この款において「事業所部分」とは、1棟の建物の構造上区分された部分で独立して店舗、事務所その他の事業所としての用途に供することができるものをいう。

4 この款において「附属部分」とは、共同住宅等の住居部分及び事業所部分に属しない建物の附属物及び附属の建物をいう。

5 この款において「住居専用住宅」と

第34条 条例第33条第1項の規定による料金概算額は、おおむね次の各号により徴収する。

(1) 条例第42条の規定により給水を停止された者で、将来も滞納のおそれのある者に対しては、1月分以内の料金概算額

(2) 土木工事、建築工事、興行等のため臨時に給水装置を使用する者に対しては、使用予定期間中の料金概算額。ただし、使用予定期間が1月以上にわたるものについては、1月分の料金概算額

[新設]

は、事業所部分が併設されていない共同住宅等をいう。

6 この款において「事業所併設住宅」とは、事業所部分が併設された共同住宅等をいう。

7 この款において「住居部分用量水器」とは、共同住宅等の住居部分ごとに設置された当該各住居部分の使用水量を計量することができる機器であつて局長が指定するものをいう。

8 この款において「附属部分用量水器」とは、共同住宅等の附属部分の使用水量を計量することができる機器であつて局長が指定するものをいう。

9 この款において「事業所部分用量水器」とは、事業所併設住宅の事業所部分ごとに設置された当該各事業所部分の使用水量を計量することができる機器であつて局長が指定するものをいう。

10 この款において「メーター計量水量等」とは、第31条に定める方法によりメーターをもつて計量した水量又は第23条第2項第1号に定める方法により認定した水量をいう。

11 この款において「住居部分用量水器水量」とは、料金算定の基準となる月ごとに第31条に定める方法の例により住居部分用量水器をもつて計量した水量（当該住居用量水器について第23条第1項第1号又は第3号に掲げる場合に相当する場合にあつては、同条第2項第1号に定める方法の例により認定した水量）をい

う。

12 この款において「附属部分用量水器水量」とは、料金算定の基準となる月ごとに第31条に定める方法の例により附属部分用量水器をもつて計量した水量（当該附属部分用量水器について第23条第1項第1号又は第3号に掲げる場合に相当する場合にあつては、同条第2項第1号に定める方法の例により認定した水量）をいう。

13 この款において「事業所部分用量水器水量」とは、料金算定の基準となる月ごとに第31条に定める方法の例により事業所部分用量水器をもつて計量した水量（当該事業所部分用量水器について第23条第1項第1号又は第3号に掲げる場合に相当する場合にあつては、同条第2項第1号に定める方法の例により認定した水量）をいう。

14 この款において「特定住居部分」とは、現に人の生活の本拠として使用されている共同住宅等の住居部分で住居部分用量水器水量が10立方メートル以下であるものをいう。

15 この款において「総住戸数」とは、共同住宅等の全ての住居部分の数をいう。

16 この款において「特定住戸数」とは、共同住宅等の特定住居部分の数をいう。

（住居部分用量水器が設置されている共同住宅等の専用給水装置の料金を徴収する使用者の特例）

第33条の2 次の各号のいずれにも該当す

る共同住宅等（次項の規定の適用を受け
る事業所併設住宅を除く。）の専用給水
装置の料金については、第27条の2の規
定にかかわらず、各住居部分に係る料金
及び住居部分以外の部分に係る料金に区
分し、各住居部分に係る料金を使用者で
ある当該各住居部分の入居者から徴収
し、住居部分以外の部分に係る料金を当
該共同住宅等に係る事業実施者たる使用
者から徴収することとすることができ
る。

(1) 全ての住居部分に局長が定めるとこ
ろにより住居部分用量水器が設置され
ていること

(2) 全ての住居部分の入居者がそれぞれ
の住居部分に係る専用給水装置の料金
をその使用者として納付することを希
望していること

2 次の各号のいずれにも該当する事業所
併設住宅の専用給水装置の料金について
は、第27条の2の規定にかかわらず、各
住居部分に係る料金、事業所部分用量水
器が設置されている事業所部分で当該事
業所部分を使用する者が当該事業所部分
に係る専用給水装置の料金をその使用者
として納付することを希望しているもの
（以下この条及び第33条の5において
「戸別納付事業所部分」という。）に係
る料金並びに戸別納付事業所部分以外の
事業所部分及び附属部分に係る料金に区
分し、各住居部分に係る料金を使用者で
ある当該各住居部分の入居者から、各戸

別納付事業所部分に係る料金を使用者である当該各戸別納付事業所部分を使用する者からそれぞれ徴収し、戸別納付事業所部分以外の事業所部分及び附属部分に係る料金を当該事業所併設住宅に係る事業実施者たる使用者から徴収することとすることができる。

(1) 全ての住居部分に局長が定めるところにより住居部分用量水器が設置されていること

(2) 全ての住居部分の入居者がそれぞれの住居部分に係る専用給水装置の料金をその使用者として納付することを希望していること

(3) 事業所部分の全部又は一部に事業所部分用量水器が局長が定めるところにより設置されていること

(4) 前号に規定する事業所部分用量水器が設置されている各事業所部分を使用する者の全部又は一部がそれぞれの事業所部分に係る専用給水装置の料金をその使用者として納付することを希望していること

3. 前2項の規定の適用を受けようとする第1項に規定する共同住宅等の全ての住居部分の入居者及び当該共同住宅等に係る事業実施者たる使用者又は前項に規定する事業所併設住宅の全ての住居部分の入居者、戸別納付事業所部分を使用する者及び当該事業所併設住宅に係る事業実施者たる使用者は、局長が定めるところにより、局長に申し込み、料金その他の

取扱いに関し契約を締結しなければなら
ない。

(第33条の2第1項及び第2項の規定の適
用を受ける共同住宅等の各住居部分に係る
専用給水装置の料金の算定方法)

第33条の3 前条第1項及び第2項の規定
の適用を受ける共同住宅等の各住居部分
に係る条例第26条第1項の規定による料
金の額は、次に掲げる額の合計額に100
分の110を乗じて得た額（その額に1円
未満の端数があるときは、第27条の3第
2項の定めるところによりこれを切り捨
てた額）とする。

(1) 条例第26条第1項の規定による基本
料金の額

(2) 当該各住居部分に係る住居部分用量
水器水量を算定基礎水量として認定し
当該水量に条例第26条第1項の表に掲
げる従量料金の規定を適用して算定し
た額

(第33条の2第1項の規定の適用を受ける
共同住宅等の住居部分以外の部分に係る専
用給水装置の料金の算定方法)

第33条の4 第33条の2第1項の規定の適
用を受ける住居専用住宅の附属部分に係
る条例第26条第1項の規定による料金の
額は、次に掲げる場合の区分に応じそれ
ぞれ次に定める額に100分の110を乗じて
得た額（その額に1円未満の端数がある
ときは、第27条の3第2項の定めると
ころによりこれを切り捨てた額）とする。

(1) 当該住居専用住宅の全ての附属部分

に係る附属部分用量水器が設置されて
いる場合 アに掲げる額からイに掲げ
る額を控除した額に総住戸数を乗じて
得た額（メーター計量水量等が各住居
部分に係る住居部分用量水器水量の合
計水量及び附属部分用量水器水量を合
算した水量を超える場合にあつては、
当該乗じて得た額に、当該超える水量
のうち局長が当該住居専用住宅の使用
者に供給されたものと認める水量に条
例第26条第1項の表に掲げる10立方メ
ートルを超え20立方メートルまでの分
に係る1立方メートル当たりの従量料
金の額を乗じて得た額を加算した額）

ア 各住居部分に係る住居部分用量
水器数量の合計水量及び附属部分用
水器水量を合算した水量を総住戸数
で除して得た数量の水量を算定基礎
水量として認定し当該水量に条例第
26条第1項の表に掲げる従量料金の
規定を適用して算定した額

イ 次に掲げる場合の区分に応じそれ
ぞれ次に定める水量を算定基礎水量
として認定し当該水量に条例第26条
第1項の表に掲げる従量料金の規定
を適用して算定した額

(7) 各住居部分に係る住居部分用
水器数量の合計水量が10立方メー
トルに総住戸数を乗じて得た数量
の水量を超える場合 当該合計水
量を総住戸数で除して得た数量の
水量

(1) 各住居部分に係る住居部分用量
水器数量の合計水量が10立方メー
トルに総住戸数を乗じて得た数量
の水量以下である場合 10立方メ
ートル

(2) 当該住居専用住宅に設置されている
附属部分用量水器が当該住居専用住宅
の附属部分の一部に係るものである場
合 次に掲げる当該住居専用住宅の附
属部分の区分に応じそれぞれ次に定め
る額の合計額

ア 附属部分用量水器が設置されてい
る附属部分 (7)に掲げる額から(1)に
掲げる額を控除した額に総住戸数を
乗じて得た額

(7) 各住居部分の住居部分用量水器
数量の合計水量及び附属部分用量
水器水量を合算した水量を総住戸
数で除して得た数量の水量を算定
基礎水量として認定し当該水量に
条例第26条第1項の表に掲げる従
量料金の規定を適用して算定した
額

(1) 次に掲げる場合の区分に応じそ
れぞれ次に定める水量を算定基礎
水量として認定し当該水量に条例
第26条第1項の表に掲げる従量料
金の規定を適用して算定した額

A 各住居部分の住居部分用量水
器数量の合計水量が10立方メー
トルに総住戸数を乗じて得た数
量の水量を超える場合 当該合

計水量を総住戸数で除して得た
数量の水量

B 各住居部分の住居部分用量水
器数量の合計水量が10立方メー
トルに総住戸数を乗じて得た数
量の水量以下である場合 10立
方メートル

イ 附属部分用量水器が設置されてい
ない附属部分 メーター計量水量等
から各住居部分に係る住居部分用量
水器水量の合計水量及び附属部分用
量水器水量を控除した水量を算定基
礎水量として認定し当該水量に条例
第26条第1項の表に掲げる従量料金
の規定を適用して算定した額

(3) 当該住居専用住宅の附属部分に係る
附属部分用量水器が設置されていない
場合 次に掲げる場合の区分に応じそ
れぞれ次に定める額

ア 当該住居専用住宅の住居部分に特
定住居部分がある場合 (7)に掲げる
額から(イ)に掲げる額を控除した額に
総住戸数を乗じて得た額

(7) メーター計量水量等を総住戸数
で除して得た数量の水量を算定基
礎水量として認定し当該水量に条
例第26条第1項の表に掲げる従量
料金の規定を適用して算定した額

(イ) 次に掲げる場合の区分に応じそ
れぞれ次に定める水量を算定基礎
水量として認定し当該水量に条例
第26条第1項の表に掲げる従量料

金の規定を適用して算定した額

A 特定住居部分以外の全ての住居部分に係る住居部分用量水器
水量の合計水量に10立方メートルに特定住戸数を乗じて得た数量の水量を加算した水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量を超える場合
当該加算した水量を総住戸数で除して得た数量の水量

B 特定住居部分以外の全ての住居部分に係る住居部分用量水器
水量の合計水量に10立方メートルに特定住戸数を乗じて得た数量の水量を加算した水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量以下である場合
10立方メートル

イ 当該住居専用住宅の住居部分に特定住居部分がない場合 (7)に掲げる額から(イ)に掲げる額を控除した額に総住戸数を乗じて得た額

(7) メーター計量水量等を総住戸数で除して得た数量の水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(イ) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

A 全ての住居部分に係る住居部分
用量水器水量の合計水量が10
立方メートルに総住戸数を乗じ
て得た数量の水量を超える場合
当該合計水量を総住戸数で除
して得た数量の水量

B 全ての住居部分に係る住居部
分用量水器水量の合計水量が10
立方メートルに総住戸数を乗じ
て得た数量の水量以下である場
合 10立方メートル

2 第33条の2第1項の規定を受け
る事業所併設住宅の事業所部分及び附属
部分に係る条例第26条第1項の規定によ
る料金の額は、次に掲げる額の合計額に
100分の110を乗じて得た額（その額に1
円未満の端数があるときは、第27条の3
第2項の定めるところによりこれを切り
捨てた額）とする。

(1) 条例第26条第1項の規定による基本
料金の額

(2) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞ
れ次に定める額

ア 当該事業所併設住宅の全ての附属
部分に係る附属部分用量水器が設置
されている場合 次に掲げる当該事
業所併設住宅の部分の区分に応じそ
れぞれ次に定める額の合計額

(7) 事業所部分 メーター計量水量
等から各住居部分に係る住居部分
用量水器水量の合計水量及び附属
部分用量水器水量を控除した水量

を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(イ) 附属部分 Aに掲げる額からBに掲げる額を控除した額に総住戸数を乗じて得た額

A 各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量及び附属部分用量水器水量を合算した水量を総住戸数で除して得た数量の水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

B 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(A) 各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量を超える場合 当該合計水量を総住戸数で除して得た数量の水量

(B) 各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量以下である場合 10立方メートル

イ 当該事業所併設住宅に設置されて
いる附属部分用量水器が当該事業所
併設住宅の附属部分の一部に係るも
のである場合 次に掲げる当該事業
所併設住宅の附属部分の区分に応じ
それぞれ次に定める額の合計額

(7) 附属部分用量水器が設置されて
いる附属部分 Aに掲げる額から
Bに掲げる額を控除した額に総住
戸数を乗じて得た額

A 各住居部分に係る住居部分用
量水器水量の合計水量及び附属
部分用量水器水量を合算した水
量を総住戸数で除して得た数量
の水量を算定基礎水量として認
定し当該水量に条例第26条第1
項の表に掲げる従量料金の規定
を適用して算定した額

B 次に掲げる場合の区分に応じ
それぞれ次に定める水量を算定
基礎水量として認定し当該水量
に条例第26条第1項の表に掲げ
る従量料金の規定を適用して算
定した額

(A) 各住居部分に係る住居部分
用量水器水量の合計水量が10
立方メートルに総住戸数を乗
じて得た数量の水量を超える
場合 当該合計水量を総住戸
数で除して得た数量の水量

(B) 各住居部分に係る住居部分
用量水器水量の合計水量が10

立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量以下である場合 10立方メートル

(4) 事業所部分及び附属部分用量水器が設置されていない附属部分メーター計量水量等から各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量及び附属部分用量水器水量を控除した水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

ウ 当該事業所併設住宅の附属部分に係る附属部分用量水器が設置されていない場合 メーター計量水量等から各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量を控除した水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(第33条の2第2項の規定の適用を受ける事業所併設住宅の事業所部分及び附属部分に係る専用給水装置の料金の算定方法)

第33条の5 第33条の2第2項の規定の適用を受ける事業所併設住宅の各戸別納付事業所部分に係る条例第26条第1項の規定による料金の額は、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、第27条の3第2項の定めるところによりこれを切り捨てた額）とする。

(1) 条例第26条第1項の規定による基本

料金の額

(2) 当該各戸別納付事業所部分に係る事業所部分用量水器水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

2 第33条の2第2項の規定の適用を受ける事業所併設住宅の事業所部分の全部が戸別納付事業所部分であるものの附属部分に係る条例第26条第1項の規定による料金の額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、第27条の3第2項の定めるところによりこれを切り捨てた額）とする。

(1) 当該事業所併設住宅の全ての附属部分に係る附属部分用量水器が設置されている場合 アに掲げる額からイに掲げる額を控除した額に総住戸数を乗じて得た額（メーター計量水量等が各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量、各戸別納付事業所部分に係る事業所部分用量水器水量の合計水量及び附属部分用量水器水量を合算した水量を超える場合にあつては、当該算定した額に、当該超える水量のうち局長が当該事業所併設住宅の使用者に供給されたものと認める水量に条例第26条第1項の表に掲げる10立方メートルを超え20立方メートルまでの分に係る1立方メートル当たりの従量料金の額

を乗じて得た額を加算した額)

ア 各住居部分に係る住居部分用量水器数量の合計水量及び附属部分用量水器水量を合算した水量を総住戸数で除して得た数量の水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

イ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(7) 各住居部分に係る住居部分用量水器数量の合計水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量を超える場合 当該合計水量を総住戸数で除して得た数量の水量

(1) 各住居部分に係る住居部分用量水器数量の合計水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量以下である場合 10立方メートル

(2) 附属部分用量水器が設置されている附属部分が当該事業所併設住宅の附属部分の一部である場合 次に掲げる当該事業所併設住宅の附属部分の区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額

ア 附属部分用量水器が設置されている附属部分 (7)に掲げる額から(1)に掲げる額を控除した額に総住戸数を

乗じて得た額

(7) 各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量及び附属部分用量水器水量を合算した水量を総住戸数で除して得た数量の水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(4) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

A 各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量を超える場合 当該合計水量を総住戸数で除して得た数量の水量

B 各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量以下である場合 10立方メートル

イ 附属部分用量水器が設置されていない附属部分 メーター計量水量等から各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量、各戸別納付事業所部分に係る事業所部分用量水器水量の合計水量及び附属部分用量水器水量を控除した水量を算定基礎水

量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(3) 当該事業所併設住宅の附属部分に附属部分用量水器が設置されていない場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 当該事業所併設住宅の住居部分に特定住居部分がある場合 (7)に掲げる額から(イ)に掲げる額を控除した額に総住戸数を乗じて得た額

(7) メーター計量水量等から各戸別納付事業所部分に係る事業所部分用量水器水量の合計水量を控除した水量を総住戸数で除して得た数量の水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(イ) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

A 特定住居部分以外の各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量に10立方メートルに特定住戸数を乗じて得た数量の水量を加算した水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量を超える場合 当該加算した水量を総住戸数で除し

て得た数量の水量

B 特定住居部分以外の各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量に10立方メートルに特定住戸数を乗じて得た数量の水量を加算した水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量以下である場合 10立方メートル

イ 当該事業所併設住宅の住居部分に特定住居部分がない場合 (7)に掲げる額から(イ)に掲げる額を控除した額に総住戸数を乗じて得た額

(7) メーター計量水量等から各戸別納付事業所部分に係る事業所部分用量水器水量の合計水量を控除した水量を総住戸数で除して得た数量の水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(イ) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

A 各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量を超える場合 当該合計水量を総住戸数で除して得た数量の水量

B 各住居部分に係る住居部分用
量水器水量の合計水量が10立方
メートルに総住戸数を乗じて得
た数量の水量以下である場合
10立方メートル

3 第33条の2第2項の規定を受け
る事業所併設住宅で戸別納付事業所部分
が当該事業所併設住宅の事業所部分の一
部であるものの戸別納付事業所部分以外
の事業所部分及び附属部分に係る条例第
26条第1項の規定による料金の額は、次
に掲げる額の合計額に100分の110を乗じ
て得た額（その額に1円未満の端数があ
るときは、第27条の3第2項の定めると
ころによりこれを切り捨てた額）とす
る。

(1) 条例第26条第1項の規定による基本
料金の額

(2) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞ
れ次に定める額

ア 当該事業所併設住宅の全ての附属
部分に係る附属部分用量水器が設置
されている場合 次に掲げる当該事
業所併設住宅の部分の区分に応じそ
れぞれ次に定める額の合計額

(7) 戸別納付事業所部分以外の事業
所部分 メーター計量水量等から
各住居部分に係る住居部分用量水
器水量の合計水量、各戸別納付事
業所部分に係る事業所部分用量水
器水量の合計水量及び附属部分用
量水器水量を控除した水量を算定

基礎水量として認定し当該水量に
条例第26条第1項の表に掲げる従
量料金の規定を適用して算定した
額

(イ) 附属部分 Aに掲げる額からB
に掲げる額を控除した額に総住戸
数を乗じて得た額

A 各住居部分に係る住居部分用
量水器水量の合計水量及び附属
部分用量水器水量を合算した水
量を総住戸数で除して得た数量
の水量を算定基礎水量として認
定し当該水量に条例第26条第1
項の表に掲げる従量料金の規定
を適用して算定した額

B 次に掲げる場合の区分に応じ
それぞれ次に定める水量を算定
基礎水量として認定し当該水量
に条例第26条第1項の表に掲げ
る従量料金の規定を適用して算
定した額

(A) 各住居部分に係る住居部分
用量水器水量の合計水量が10
立方メートルに総住戸数を乗
じて得た数量の水量を超える
場合 当該合計水量を総住戸
数で除して得た数量の水量

(B) 各住居部分に係る住居部分
用量水器水量の合計水量が10
立方メートルに総住戸数を乗
じて得た数量の水量以下であ
る場合 10立方メートル

イ 附属部分用量水器が設置されている附属部分が当該事業所併設住宅の附属部分の一部である場合 次に掲げる当該事業所併設住宅の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額

(7) 附属部分用量水器が設置されている附属部分 Aに掲げる額から Bに掲げる額を控除した額に総住戸数を乗じて得た額

A 各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量及び附属部分用量水器水量を合算した水量を総住戸数で除して得た数量の水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

B 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(A) 各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量が10立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量を超える場合 当該合計水量を総住戸数で除して得た数量の水量

(B) 各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量が10

立方メートルに総住戸数を乗じて得た数量の水量以下である場合 10立方メートル

(4) 戸別納付事業所部分以外の事業所部分及び附属部分用量水器が設置されていない附属部分 メーター計量水量等から各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量、各戸別納付事業所部分に係る事業所部分用量水器水量の合計水量及び附属部分用量水器水量を控除した水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

ウ 当該事業所併設住宅の附属部分に附属部分用量水器が設置されていない場合 メーター計量水量等から各住居部分に係る住居部分用量水器水量の合計水量及び各個別納付事業所部分に係る事業所部分用量水器水量の合計水量を控除した水量を算定基礎水量として認定し当該水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(第33条の2の規定の適用を受けない共同住宅等及び入所施設の専用給水装置の料金の算定方法の特例)

第34条 第33条の2の規定の適用を受ける共同住宅等以外の共同住宅等（事業所併設住宅にあつては、全ての事業所部分に局長が定めるところにより事業所部分用

量水器が設置されているものに限る。）
及び次に掲げる施設（次項から第4項までにおいて「入所施設」という。）に係る条例第26条第1項の規定による料金の額については、次項及び第3項に定めるところにより算定した額とすることができ
きる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び障害児入所施設

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設

2. 前項の規定による料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、第27条の3第2項の定めるところによりこれを切り捨てた額）とする。

(1) 住居専用住宅に係る料金 次に掲げる額の合計額

ア 条例第26条第1項の規定による基本料金の額

イ 条例第26条第1項の表に掲げる基本料金の額に当該住居専用住宅の入

居戸数（前月分の定例点検日の翌日から当月分の定例点検日までの期間の全部又は一部の期間に現に人の生活の本拠として使用されていた住居部分の数をいう。以下この項及び第4項において同じ。）から1を減じた数を乗じて得た額

ウ 当該住居専用住宅に係るメーター計量水量等を当該住居専用住宅の入居戸数で除して得た数量の水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額に入居戸数を乗じて得た額

(2) 事業所併設住宅に係る料金 次に掲げる額の合計額

ア 条例第26条第1項の規定による基本料金の額

イ 条例第26条第1項の表に掲げる基本料金の額に当該事業所専用住宅の入居戸数を乗じて得た額

ウ 当該事業所併設住宅に係るメーター計量水量等から、局長が定めるところにより当該事業所併設住宅に係る事業実施者たる使用者から当月分の当該事業所併設住宅の全ての事業所部分の使用水量として申告された水量（エにおいて「事業所部分に係る申告水量」という。）を控除した水量を当該共同住宅等の入居戸数で除して得た数量の水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額に入居戸数を

乗じて得た額

エ 事業所部分に係る申告水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額

(3) 入所施設に係る専用給水装置の料金次に掲げる額の合計額

ア 条例第26条第1項の規定による基本料金の額

イ 条例第26条第1項の表に掲げる基本料金の額に当該入所施設の基準入所者数（入所定員数を10で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）をいう。以下この項及び第4項において同じ。）から1を減じた数を乗じて得た額

ウ 当該入所施設に係るメーター計水量等を当該入所施設の基準入所者数で除して得た数量の水量に条例第26条第1項の表に掲げる従量料金の規定を適用して算定した額に基準入所者数を乗じて得た額

3 前2項の規定の適用を受けようとする共同住宅等又は入所施設に係る事業実施者たる使用者は、局長が定めるところにより、局長に申し込まなければならない。

4 第1項及び第2項の規定の適用を受けている共同住宅等又は入所施設に係る事業実施者たる使用者は、当該共同住宅等の入居戸数又は当該入所施設の基準入所者数に増減があつたときは、速やかに局

長に届け出なければならない。

[見出しを削る]

[削る]

[削る]

(メーターの口径が125ミリメートル又は75ミリメートル未満の場合の分担金)

第34条の2 条例第33条の2第1項第2号に規定する局長が別に定める額は、メーターの口径に応じ次に掲げる金額に100分の110を乗じて得た額とする。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	25,000円
20ミリメートル	75,000円
25ミリメートル	140,000円
40ミリメートル	460,000円
50ミリメートル	830,000円
125ミリメートル	9,100,000円

第34条の3 条例第33条の2第1項第3号に規定する局長が必要と認めるものとは、給水装置を新設することにより2以上の給水装置を設置することとなる場合及び既に2以上の給水装置を設置し、それらの全部又は一部のものを改造（メーターの口径を増径する場合に限る。以下同じ。）する場合のものをいう。ただし、全部のメーターの口径（改造の場合は、改造後のメーターの口径をいう。以下同じ。）が75ミリメートル未満の場合は、各メーターの口径に応じ負担することとなる分担金の額の合計が、2,300,000円に100分の110を乗じて得た額以上となるときに限る。

2 前条の規定は、前項ただし書に規定する各メーターの口径に応じ負担することとなる分担金の額及び条例第33条の2第

1 項第 3 号に規定する局長が別に定める
分担金の額について準用する。

3 第 1 項に規定するもののうち昭和48年
10月31日以前に設置又は工事の申込みを
されたもの及び前 2 項の規定により分担
金を納入したものについては、前項に規
定する分担金を徴収しない。

[節名を加える]

第 2 節 分担金

(条例第33条の 2 第 1 項第 2 号の規定によ
り局長が定める額)

第35条 条例第33条の 2 第 1 項第 2 号の規
定により局長が定める額は、次の各号に
掲げる改造前の給水装置のメーターの口
径の区分に応じ当該各号に定める額に
100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 13ミリメートル 1 個につき25,000
円

(2) 20ミリメートル 1 個につき75,000
円

(3) 25ミリメートル 1 個につき140,000
円

(4) 40ミリメートル 1 個につき460,000
円

(5) 50ミリメートル 1 個につき830,000
円

(6) 125ミリメートル 1 個につき9,100,000
円

(条例第33条の 2 第 1 項第 3 号の規定によ
る給水装置の新設に係る分担金の徴収)

第35条の 2 次に掲げる給水装置の新設に
ついては、条例第33条の 2 第 1 項第 3 号
の規定により当該新設に係る分担金を徴

第35条 削除

[新設]

収する。

(1) 既設の給水装置のない1の敷地内に
おける2以上の給水装置の新設のうち
次に掲げるもの

ア メーターの口径が全て75ミリメー
トル未満の給水装置の新設であつ
て、当該給水装置に係る給水装置新
設分担金額（メーターの口径が条例
第33条の2第1項第1号の表のメー
ターの口径欄に掲げる口径のいずれ
かである給水装置にあつては当該給
水装置を新設する場合の同号の規定
による分担金の額をいい、メーター
の口径が75ミリメートル未満の給水
装置にあつては当該給水装置のメー
ターの口径に応じ前条第1号から第
5号までに定める額に100分の110を
乗じて得た額をいう。以下この条及
び次条において同じ。）が
2,300,000円に100分の110を乗じて
得た額以上となるもの

イ メーターの口径が75ミリメートル
未満の給水装置及びメーターの口径
が75ミリメートル以上の給水装置の
新設のうち、メーターの口径が75ミ
リメートル未満の給水装置に係るも
の

(2) 1の敷地内の既設の給水装置に追加
して行われる給水装置の新設（以下こ
の条において「増設」という。）のう
ち次に掲げるもの

ア メーターの口径が全て75ミリメー

トル未満の給水装置の増設であつて、当該給水装置に係る給水装置新設分担金額と既設の給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額（メーターの口径が条例第33条の2第1項第1号の表のメーターの口径欄に掲げる口径のいずれかである既設の給水装置にあつては当該給水装置を新設する場合の同号の規定による分担金の額をいい、メーターの口径が125ミリメートルである既設の給水装置又はメーターの口径が75ミリメートル未満の既設の給水装置にあつては当該給水装置のメーターの口径に応じ前条各号に定める額に100分の110を乗じて得た額をいう。以下この条及び次条において同じ。）が2,300,000円に100分の110を乗じて得た額以上となるもの

イ メーターの口径が75ミリメートル未満の給水装置及びメーターの口径が75ミリメートル以上の給水装置の増設のうち、メーターの口径が75ミリメートル未満の給水装置に係るもの

2 条例第33条の2第1項第3号の規定により局長が定める前項に規定する給水装置の新設に係る分担金の額は、次の各号に掲げる給水装置の新設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる給水装置の新設
当該給水装置に係る給水装置新設分

担金額

(2) 前項第2号に掲げる給水装置の増設
次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 全ての既設の給水装置が基準日前
給水装置（昭和48年11月1日前に申
込みをされた工事により設置された
給水装置をいう。以下この号及び次
条において同じ。）である場合 増
設をする給水装置に係る給水装置新
設分担金額

イ 既設の給水装置の一部が基準日後
給水装置（昭和48年11月1日以後に
申込みをされた工事により設置され
た給水装置をいう。この号及び次条
第2項において同じ。）である場合
次に掲げる場合の区分に応じそれ
ぞれ次に定める額

(7) 全ての既設の給水装置に係る既
設給水装置新設仮定分担金額が
2,300,000円に100分の110を乗じ
て得た額未満となる場合 増設を
する給水装置に係る給水装置新設
分担金額及び基準日後給水装置に
係る既設給水装置新設仮定分担金
額の合計額

(4) 全ての既設の給水装置に係る既
設給水装置新設仮定分担金額が
2,300,000円に100分の110を乗じ
て得た額以上となる場合 増設を
する給水装置に係る給水装置新設
分担金額

(条例第33条の2第1項第3号の規定による給水装置の改造に係る分担金の徴収)

第35条の3 次に掲げる給水装置の改造 [新設]

(1の敷地内の既設の給水装置に替えて当該給水装置のメーターの口径を超える口径のメーターの給水装置を設置することをいう。以下この条において同じ。)

については、条例第33条の2第1項第3号の規定により当該改造に係る分担金を徴収する。

(1) 1の敷地内の全ての給水装置の改造のうち次に掲げるもの

ア 改造の対象である給水装置（以下この条において「改造対象給水装置」という。）の全部がメーターの口径が75ミリメートル未満のものである改造のうち次に掲げる改造

(7) 改造対象給水装置に替えて設置する給水装置（以下この条において「改造後の給水装置」という。）の全部がメーターの口径が75ミリメートル未満のものであり、かつ、改造後の給水装置に係る給水装置新設分担金額が2,300,000円に100分の110を乗じて得た額以上となる改造

(4) 改造後の給水装置がメーターの口径が75ミリメートル未満の給水装置及びメーターの口径が75ミリメートル以上の給水装置である改造のうちメーターの口径が75ミリメートル未満の改造後の給水装置

に係るもの

イ 改造対象給水装置がメーターの口径が75ミリメートル未満の給水装置及びメーターの口径が75ミリメートル以上の給水装置である改造のうちメーターの口径が75ミリメートル未満の改造後の給水装置に係るもの

(2) 1の敷地内の一部の給水装置の改造のうち次に掲げるもの

ア 改造対象給水装置の全部がメーターの口径が75ミリメートル未満のものである改造のうち次に掲げるもの

(7) 改造後の給水装置の全部がメーターの口径が75ミリメートル未満のものであり、かつ、改造後の給水装置に係る給水装置新設分担金額及び改造の対象でない既設の給水装置（次項において「改造対象外給水装置」という。）に係る既設給水装置新設仮定分担金額の合計額が2,300,000円に100分の110を乗じて得た額以上となる改造

(4) 改造後の給水装置がメーターの口径が75ミリメートル未満の給水装置及びメーターの口径が75ミリメートル以上の給水装置である改造のうちメーターの口径が75ミリメートル未満の改造後の給水装置に係るもの

イ 改造対象給水装置がメーターの口径が75ミリメートル未満の給水装置及びメーターの口径が75ミリメートル

ル以上の給水装置である改造のうち
メーターの口径が75ミリメートル未
満の改造後の給水装置に係るもの

2 条例第33条の2第1項第3号の規定に
より局長が定める前項に規定する給水装
置の改造に係る分担金の額は、次の各号
に掲げる給水装置の改造の区分に応じ、
当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる給水装置の改造
次に掲げる改造の区分に応じそれぞ
れ次に定める額

ア 前項第1号アに掲げる改造 次に
掲げる改造の区分に応じそれぞれ次
に定める額

(7) 改造対象給水装置の全部が基準
日前給水装置である改造 改造後
の給水装置に係る給水装置新設分
担金額から改造対象給水装置に係
る既設給水装置新設仮定分担金額
を控除した額

(4) 改造対象給水装置の全部又は一
部が基準日後給水装置である改造
次に掲げる改造の区分に応じそ
れぞれ次に定める額

A 改造対象給水装置に係る既設
給水装置新設仮定分担金額が
2,300,000円に100分の110を乗
じて得た額未満となる改造 改
造後の給水装置に係る給水装置
新設分担金額から基準日前給水
装置である改造対象給水装置に
係る既設給水装置新設仮定分担

金額を控除した額

B 改造対象給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額が2,300,000円に100分の110を乗じて得た額以上となる改造 改造後の給水装置に係る給水装置新設分担金額から改造対象給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額を控除した額

イ 前項第1号イに掲げる改造 改造後の給水装置に係る給水装置新設分担金額から改造対象給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額を控除した額

(2) 前項第2号に掲げる給水装置の改造次に掲げる改造の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 前項第2号アに掲げる改造 次に掲げる改造の区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 前項第2号ア(7)に掲げる改造次に掲げる改造の区分に応じそれぞれ次に定める額

A 既設の給水装置の全部が基準日前給水装置である改造 改造後の給水装置に係る給水装置新設分担金額から改造対象給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額を控除した額

B 既設の給水装置の全部又は一部が基準日後給水装置である改造 次に掲げる改造の区分に応

じそれぞれ次に定める額

(A) 全ての既設の給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額が2,300,000円に100分の110を乗じて得た額未満となる改造 改造後の給水装置に係る給水装置新設分担金額及び基準日後給水装置である改造対象外給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額の合計額から基準日前給水装置である改造対象給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額を控除した額

(B) 全ての既設の給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額が2,300,000円に100分の110を乗じて得た額以上となる改造 改造後の給水装置に係る給水装置新設分担金額から改造対象給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額を控除した額

(4) 前項第2号ア(イ)に掲げる改造次に掲げる改造の区分に応じそれぞれ次に定める額

A 改造対象給水装置の全部が基準日前給水装置である改造 次に掲げる改造の区分に応じそれぞれ次に定める額

(A) 改造対象外給水装置の全部が基準日前給水装置である改

造 改造後の給水装置に係る
給水装置新設分担金額から改
造対象給水装置に係る既設給
水装置新設仮定分担金額を控
除した額

(B) 改造対象外給水装置の全部
又は一部が基準日後給水装置
である改造 次に掲げる改造
の区分に応じそれぞれ次に定
める額

a 全ての既設の給水装置に
係る既設給水装置新設仮定
分担金額が2,300,000円に
100分の110を乗じて得た額
未滿となる改造 改造後の
給水装置に係る給水装置新
設分担金額及び基準日後給
水装置である改造対象外給
水装置に係る既設給水装置
新設仮定分担金額の合計額
から基準日前給水装置であ
る改造対象給水装置に係る
既設給水装置新設仮定分担
金額を控除した額

b 全ての既設の給水装置に
係る既設給水装置新設仮定
分担金額が2,300,000円に
100分の110を乗じて得た額
以上となる改造 改造後の
給水装置に係る給水装置新
設分担金額から改造対象給
水装置に係る既設給水装置

新設仮定分担金額を控除した額

B 改造対象給水装置の一部が基準日後給水装置である改造 次に掲げる改造の区分に応じそれぞれ次に定める額

(A) 改造対象外給水装置の全部が基準日前給水装置である改造 改造後の給水装置に係る給水装置新設分担金額から基準日前給水装置である改造対象給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額を控除した額

(B) 改造対象外給水装置の全部又は一部が基準日後給水装置である改造 次に掲げる改造の区分に応じそれぞれ次に定める額

a 全ての既設の給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額が2,300,000円に100分の110を乗じて得た額未満となる改造 改造後の給水装置に係る給水装置新設分担金額及び基準日後給水装置である改造対象外給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担金額の合計額から基準日前給水装置である改造対象給水装置に係る既設給水装置新設仮定分担

金額を控除した額

b 全ての既設の給水装置に係る既設給水装置新設仮定
分担金額が2,300,000円に
100分の110を乗じて得た額
以上となる改造 改造後の
給水装置に係る給水装置新
設分担金額から改造対象給
水装置に係る既設給水装置
新設仮定分担金額を控除し
た額

C 改造対象給水装置の全部が基
準日後給水装置である改造 次
に掲げる改造の区分に応じそれ
ぞれ次に定める額

(A) 改造対象外給水装置の全部
が基準日前給水装置である改
造 改造後の給水装置に係る
給水装置新設分担金額

(B) 改造対象外給水装置の全部
又は一部が基準日後給水装置
である改造 次に掲げる改造
の区分に応じそれぞれ次に定
める額

a 全ての既設の給水装置に
係る既設給水装置新設仮定
分担金額が2,300,000円に
100分の110を乗じて得た額
未滿となる改造 改造後の
給水装置に係る給水装置新
設分担金額及び基準日後給
水装置である改造対象外給

水装置に係る既設給水装置
新設仮定分担金額の合計額
b 全ての既設の給水装置に
係る既設給水装置新設仮定
分担金額が2,300,000円に
100分の110を乗じて得た額
以上となる改造 改造後の
給水装置に係る給水装置新
設分担金額から改造対象給
水装置に係る既設給水装置
新設仮定分担金額を控除し
た額

イ 前項第2号イに掲げる改造 改造
後の給水装置に係る給水装置新設分
担金額から改造対象給水装置に係る
既設給水装置新設仮定分担金額を控
除した額

(分担金の減免)

第35条の4 次の各号のいずれかに該当す [新設]

る給水装置の新設又は改造については、
条例第36条の規定により分担金を減免す
る。

(1) 条例第26条第1項の表に掲げる従量
料金の湯屋用の用途の適用を受ける公
衆浴場の給水装置

(2) 住宅用の給水装置

(3) その他局長が分担金を減免する必要
があると認める用途に供する給水装置

2 前項の規定により減免する額は、次の
各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号
に定めるとおりとする。

(1) 前項各号に掲げる給水装置が専ら当

該各号に規定する用途に供するものである場合 当該給水装置の新設又は改造に係る分担金の全額を免除する。

(2) 前項各号に掲げる給水装置の一部が当該各号に定める用途に供するものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるとおりとする。

ア 前項各号に掲げる給水装置の新設に係る分担金の額が、専ら当該各号に規定する用途に供する給水装置でメーターの口径が当該各号に掲げる給水装置の水の使用量等を勘案して局長が定める長さ（前項第2号に掲げる給水装置のメーターの口径にあつては、13ミリメートル）のものを新設するとした場合に条例第33条第1項第1号又は第3号の規定により負担することとなる分担金の額（イにおいて「専用と仮定した場合の分担金額」という。）以下である場合
当該各号に掲げる給水装置の新設に係る分担金の全額を免除する。

イ 前項各号に掲げる給水装置の新設に係る分担金の額が専用と仮定した場合の分担金額を超える場合 専用と仮定した場合の分担金額に相当する額を減額する。

第3節 徴収金の納期限等

(納付金の納期限等)

第36条 [略]

2 納付金の納入義務者に対する納入通知書の発送又は電子情報処理組織を使用し

(納付金の納期限等)

第36条 [同左]

2 納入通知書は、納期限の10日前までに納付金の納入義務者に発送するものとす

て行う納入通知書に記載すべき事項の通知は、納期限の10日前までに行うものとする。

(領収証書の交付等)

第37条 納入通知書 (電子情報処理組織を使用して行う納入通知書に記載すべき事項の通知を含む。第3項において同じ。) に基づく払込み (地方自治法施行規則 (昭和22年内務省令第29号) 第12条の2の11第2項第2号口に規定する決済 (第3項において「電子決済」という。) の方法によるものを除く。) の方法により納付金を納付した者には、局長が定める領収証書を交付する。

[2・3 略]

4 口座振替の方法による納付については、領収証書を発行せず、局長が定める振替済通知書を交付するものとする。

[削る]

[見出しを削る]

[削る]

[削る]

る。

(領収証書の交付等)

第37条 納入通知書 に基づく払込み (地方自治法施行規則 (昭和22年内務省令第29号) 第12条の2の11第2項第2号口に規定する決済 (以下「電子決済」という。) の方法によるものを除く。) の方法により納付金を納付した者には、局長が別に定める領収証書を交付する。

[2・3 同左]

4 口座振替の方法による納付については、領収証書を発行せず、局長が別に定める振替済通知書を交付するものとする。

第37条の2及び第37条の3 削除

(分担金の減免)

第37条の4 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第36条の規定により分担金を減免する。

- (1) 第28条第1項に規定する湯屋用の用途適用を受ける公衆浴場
- (2) 住宅
- (3) その他局長が必要と認めるもの

第37条の5 前条の規定による減免額は、当該給水装置をもつばら前条各号のいずれかに該当するものに使用するときは、当該給水装置にかかる分担金の全額を免

除し、当該給水装置の一部を前条各号のいずれかに該当するものに使用するとき、もつぱらこれらのものに使用するため給水装置を新設する場合に負担することとなる分担金の額を減免する。この場合において新設する給水装置のメーターの口径は、水の使用量等を勘案して局長が定める。ただし、住宅については、住宅1戸あたりの給水装置のメーターの口径は、13ミリメートルとする。

2 前項に規定する給水装置を新設する場合に負担することとなる分担金の額は、新設する給水装置のメーターの口径が75ミリメートル以上の場合は、条例第33条の2第1項第1号に規定する分担金の額、メーターの口径が75ミリメートル未満の場合は、第34条の2に規定する分担金の額とし、当該給水装置にかかる分担金の額を限度とする。

第38条・第39条 [略]

(施行の細目)

第40条 この規程の施行について必要な事項は、局長が定める。

第37条の6・第37条の7 [同左]

(細目)

第38条 この規程の細目については、局長が別に定める。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規程は、令和7年1月25日から施行する。